

## 学校支援地域本部事業について

森 晃 憲

(文部科学省初等中等教育局教科書課長  
前文部科学省生涯学習政策局社会教育課長)

文部科学省では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をととのえるため、「学校支援地域本部事業」を実施していますが、その概要について説明します。(以下は、平成20年度における状況を述べたものです。)

### 1. 学校支援地域本部事業の目的

文部科学省では、地域住民などのボランティアが学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業を平成20年度から実施しています。地域の人々がボランティアとして学校の活動を支える取組は、これまでも様々な地域において実施されてきていますが、それを国として予算上の事業として制度化し、積極的に推進しようとするものです。この事業の目的は主に、次の3点にあります。

#### ① 学校教育のさらなる充実

学校支援地域本部事業は、地域の方々が学校の活動に参加するものですが、地域住民の方々には、多様な知識や経験を持った方がいます。そうした地域住民の豊富な知識・経験が教員による教育活動に加わって学校の

教育活動をより豊かにすることが期待されます。

また、必ずしも教員だけですべてを行う必要のない仕事などを地域ボランティアが助けることによって、教員が子どもと向き合う時間がより確保され、授業準備などに専念できるようになることが期待されます。

子どもたちにとっても、教員以外の大人と接することは貴重な経験となり、また、刺激にもなると考えています。

## ② 生涯学習社会の実現

ボランティアによる学校支援は、他方で、ボランティアの方々にとって、これまでに会得してきた知識・経験を発揮する場となります。このことは、ボランティア活動の参加者として、生涯に渡って学んできたことの成果を社会に活かすこととなり、また、子どもたちの教育への貢献が自らの自己実現や生きがいにもつながると期待されます。退職された方など地域の人々のボランティア活動への参加意欲は決して低くないと感じています。

こうしたことは、まさに、生涯学習の理念の実現にかなうものです。

## ③ 地域の教育力の向上

このような学校での地域住民の活動の高まりは、その地域全体から見れば、地域の教育力の向上を意味すると考えられます。学校の場合、あるいは、学校教育の活動を通じて、地域住民と学校や子どもたちとの新たなつながりが生まれ、子どもも地域に守られているという安心を感じ、また、地域住民どうしの絆が改めて作られること、ひいては、地域コミュニティの構築や活性化も期待されています。

このように、学校支援地域本部は、それぞれの地域の教育機能を、地域住民の力をフルに活用しながら、学校を中心に再構築しようとするものです。学校支援地域本部は、ともすれば、学校のための仕組みと捉えがちのところがありますが、学校・家庭・地域が一体となって、教育を進める体制をつくること、そして、地域住民にとって、学びの成果をいかしながら更に学習する機会を作り出しているところに、大きな意義があります。したがって、本部を担当する行政の側も、社会教育担当と学校教育担当との連携がとても大切になります。

## 2. 事業の背景

学校支援地域本部事業は、平成20年度から国として予算措置をして進めています。こうした仕組みがこの事業により初めて創設されたものではありません。以前から、地域住民が学校等の活動をボランティアとして支える取り組みが、各地域において行われてきています。そうした地域での取り組みを、社会全体で教育に取り組む先進的な取り組みとして、広く推進していくために国の事業として後押ししているものです。

それに関連して、学校支援地域本部の背景となるような理念が法律の中でも整えられてきました。教育基本法が平成18年12月に改正され、その第13条において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と規定されました。そして、教育基本法改正を受けて社会教育法が平成20年6月に改正され、教育委員会の事務として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」が明記されました(社会教育法第5条第15号)。この社会教育法に規定された事業は、学校支援地域本部事業などが想定されるものです。

学校、家庭、地域の連携の必要性については、久しく唱えられてきたものです。その必要性、重要性が教育の基本的な理念・原則として法律に明記され、さらに実質的な仕組みを構築するものとして、その一つとして、学校支援地域本部事業が整えられたものです。

## 3. 事業の仕組み

基本的な構成は、①学校支援ボランティア②地域コーディネーター③地域教育協議会の3つからなっています。

「学校支援ボランティア」は、実際に支援活動を行う地域住民です。ボラ

ンティア活動としては、学習支援、読書活動の支援、部活動の指導、学校行事の支援、学校の環境整備、安全指導などが想定されます。活動の範囲が限定されるものではありませんが、国の学校支援地域本部事業として支援の対象としているのは、学校の教育活動として行われる活動（いわゆる学校管理下の活動）を対象としています。学習支援としては、例えば、授業の補助、ドリルの採点や朝の活動での指導など、読書活動の支援としては、図書の整理や読み聞かせなど、学校の環境整備に関わる活動として、グラウンドの整備や芝生の手入れ、花壇や樹木の整備など、安全指導として登下校時等における子どもの安全確保などが考えられます。活動には、ある程度の専門性が必要なものから、特段の資格や経験等がなくてもできるものまで様々ですが、学校の仕組みや教育方針等をよく理解しながら、自らができることを、できるときに、意欲を持って取り組むことが大切と考えています。

「地域コーディネーター」は、学校支援ボランティアに実際にどのような活動を行ってもらうかなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行っています。学校支援地域本部の運営において、中心的な役割を担っています。学校の教職員の中にも窓口となる担当が置かれることが多いと思いますが、ボランティア間の調整はコーディネーターの仕事と考えています。地域コーディネーターは、子どもたちや学校の状況を把握し、学校がどのような支援を必要としているかについて把握する必要があります。また、地域住民の中から学校支援ボランティアを募って支援活動を計画していくため、学校のことを理解し、地域にも通じた人が理想的です。ただし、一人のコーディネーターに全てを頼るのではなく、関係者が協力しながら活動を行っていくことが重要です。地域の実情により、複数のコーディネーターで担うことも考えられます。具体的には、PTA役員の経験者、あるいは退職した教員などが考えられます。その依頼は、事業の実施主体である市町村教育委員会が行うこととなりますが、人選に当たっては、事業の趣旨から、学校の意向を踏まえて行うことが望まれます。

「地域教育協議会」は、学校支援地域本部においてどのような支援を行っていくかといった方針などについて企画し、立案する委員会です。その構成員としては、学校やPTA、コーディネーターやボランティア代表をはじめ、公民館等の社会教育関係者、自治会や商工会議所等地域の関係者などが考え

られます。地域において、子どもの教育について話し合う組織がすでに設けられている場合には、その既存の組織を地域教育協議会としていくことも可能だと思えます。

また、学校支援地域本部の打ち合わせやボランティアの待機、休憩など、本部の活動のための場所が確保されている例が多いようです。

本部は、予算の積算上は、中学校区ごとに置くことを想定していますが、支援本部の対象として中学校だけを考えている訳ではありません。中学校区ごとに、中学校及びその校区内の小学校を対象として本部を置くことを想定しています。しかし、そのような形態に限らず、地域や学校の状況に応じて、学校ごとに設置することも考えられます。

以上の仕組みは、モデルとして構想されていますが、それぞれの地域の状況に応じて様々な形態が考えられるところであり、すでに学校支援ボランティアの仕組みが設けられている場合には、変更する必要はなく、それを活用することも考えられます。また、公民館などでこれまで作り上げてきたボランティアのネットワークを活用して学校支援地域本部の活動を進めていくことも考えられます。

#### 4. 今後の展開

平成20年度では、全ての都道府県、約半数の市町村で、いずれかの学校において学校支援地域本部が設置され、本部の数は2,100本部以上にのぼっています。これは、国の予算措置の対象となっているものであり、この他に、市町村の単独事業として実施している学校支援ボランティア事業も多くあると推測しています。

学校支援地域本部について、平成20年7月に閣議決定された教育振興基本計画では、次のように策定されています。

「学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむことを目指し、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国

の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。」

教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、今後5年間の国が取り組む教育施策の基本的な方向について決定されたものですが、学校支援地域本部の事業の意義から、全ての学校で実施されることが望ましいと考えており、教育委員会と協力しながら、学校支援地域本部のさらなる普及、拡大に努力していくこととしています。

#### 付記

この論考は、本学会大会第29回大会における生涯学習政策研究フォーラムにご登壇いただきました森見憲氏に特別にご寄稿いただいたものです。心より感謝申し上げます。(年報編集委員会)